

令和 6 年度

# 事 業 年 報

千葉県松戸保健所  
(千葉県松戸健康福祉センター)

## は じ め に

令和 6 年度事業年報をお届けいたします。

松戸保健所（健康福祉センター）は、松戸市、流山市、我孫子市の 3 市を担当しており、約 84 万人の保健・医療・福祉の行政拠点・住民への窓口として設置され、各種施策に取り組んでおります。

令和 6 年度は、新型コロナウイルス感染症や能登半島地震を踏まえた健康危機対策が進められました。国では令和 7 年 4 月に日本健康危機管理研究機構が設置されています。千葉県においても見直しが進み、当保健所では、フェーズフリーに平時にも危機時にも取り組む組織づくりを進めています。

社会で進む情報通信技術の活用には、地域の医療や保健、福祉への恩恵が期待されています。保健所は、DX により利便性が徐々に向上しています。地域においても、医療機関等のサイバーセキュリティに取り組むことで、途切れることなくケアが提供される地域の構築を目指しています。

管内の医療は依然として充分とはいはず、高齢者の増加という全国に共通の課題に加え、小児や周産期の医療や外国人への対応が課題です。令和 6 年度にはじまった第 8 期千葉県地域保健医療計画の推進のため、東葛北部保健医療圏の地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の議論の充実とともに、広域的な対応を含めた検討の体制を整えています。

管内には、首都圏や全国の栄養を支える大規模な食品製造業が立地しています。健康食品等による健康被害に加え、食品供給の課題が不安感をもたらしています。事業者に対する適切な監視や指導を通じ、安心できる食品を安定して供給する仕組みを支援しています。

特定建築物の老朽化が進んでいます。適切な施設の管理が利用者の健康につながります。適切な届出等に手がかりにしながら、衛生的な環境の確保に努めています。

地域の福祉では、障害者等への差別を解消し、社会参加を促す施策が進められています。合理的配慮の提供義務などを考える機会に、関係者の積極的な話し合いを通じた相互の理解が進むよう支援しています。

どうか、当保健所の取り組みにご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

令和 7 年 9 月

千葉県松戸保健所（松戸健康福祉センター）長 竹内 公一

目 次

I	総括	3	12	難病対策事業	71
1	沿革	3	13	受動喫煙対策	79
2	概要	4	14	市町村支援	80
3	管内の状況	5	V	地域福祉課の業務概要	83
4	健康相談	9	1	福祉関係事業	83
5	各種委員会	9	VI	疾病対策課の業務概要	95
6	機構及び事務内容	12	1	結核予防事業	95
7	職員数及び配置状況	13	2	感染症予防事業	105
II	総務課の業務概要		3	エイズ対策事業	117
1	歳入・歳出決算	17	4	原爆被爆者対策事業	119
2	協議会・委員会の開催状況	19	VII	生活衛生課の業務概要	123
3	広報・啓発事業	19	1	食品衛生事業	124
4	地域防災対策	19	2	狂犬病予防事業及び動物愛護 管理事業	131
5	我孫子連絡所の管理・運営	20	3	環境衛生事業	135
III	企画課の業務概要		VIII	検査課の業務概要	145
1	医務関係	23	1	臨床及び細菌検査業務	146
2	薬務関係	26	2	食品衛生検査業務	147
3	献血推進事業	31	3	健康危機管理検査業務	148
4	地域保健医療計画の推進	31	4	精度管理事業	152
5	厚生統計調査	32	IX	食品機動監視課の業務概要	155
6	協議会・委員会の開催状況	39	1	食品衛生監視事業	155
7	保健所保健・福祉サービス調整 推進事業	39	X	監査指導課の業務概要	167
8	地域保健従事者研修・保健所 実習	40	1	指導監査等業務の概要	167
9	災害医療対策	40	2	監査指導課の所管区域	167
IV	地域保健課の業務概要	43	3	指導監査等の実施状況等	167
1	保健師関係指導事業	43	XI	資料編	171
2	母子保健事業	46	1	松戸保健所管内 保健・介護 サービス施設	171
3	成人・老人保健事業	52	2	学会・研究会における発表	173
4	一人ひとりに応じた健康支援 事業	52	3	表彰関係一覧表	173
5	総合的な自殺対策推進事業	53	松戸保健所/我孫子連絡所《案内》	175	
6	地域・職域連携推進事業	53			
7	栄養改善事業	54			
8	歯科保健事業	62			
9	精神保健福祉事業	63			
10	肝炎治療特別促進事業	70			
11	肝がん・重度肝硬変治療研究 促進事業	70			

## 凡　　例

- 1 各表、図は、年とあるものは1月～12月の暦年、年度とあるものは、4月～翌年3月の会計年度である。
- 2 各表中、年号表示のない資料は、令和6年度分（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
- 3 各表欄外の注を参照のこと。
- 4 各表の数字は、単位未満を四捨五入してある。したがって、合計表と内訳の計が一致しない場合がある。
- 5 各表の符号は、特にことわりのないほかは、次のとおりである。  
「0」掲載単位に満たないもの  
「-」該当なし  
「…」事実不詳又は資料なし  
「△」減少を示す